

令和4年第2回四万十町議会臨時会

四万十町議会議案書



令和4年5月11日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度四万十町一般会計補正予算（第 1 0 号））	1
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）	10
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	13
同意第 1 号	副町長の選任について	16
同意第 2 号	教育委員会委員の任命について	17
同意第 3 号	教育委員会委員の任命について	18
同意第 4 号	固定資産評価員の選任について	19
同意第 5 号	監査委員の選任について	20
議案第44号	四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	21

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日
四万十町長 中尾 博憲

令和3年度四万十町一般会計補正予算（第10号）

令和3年度四万十町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ51,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,851,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加並びに変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 1 地方交付税		7, 251, 209	△13, 719	7, 237, 490
	1 地方交付税	7, 251, 209	△13, 719	7, 237, 490
1 5 国庫支出金		2, 727, 357	△6, 789	2, 720, 568
	2 国庫補助金	1, 836, 484	△6, 789	1, 829, 695
1 8 寄附金		1, 408, 300	△20, 000	1, 388, 300
	1 寄附金	1, 408, 300	△20, 000	1, 388, 300
1 9 繰入金		1, 524, 614	160	1, 524, 774
	1 基金繰入金	1, 523, 345	160	1, 523, 505
2 1 諸収入		202, 474	△10, 652	191, 822
	5 雑入	174, 624	△10, 652	163, 972
歳 入 合 計		20, 902, 000	△51, 000	20, 851, 000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5, 210, 611	△30, 642	5, 179, 969
	1 総務管理費	4, 843, 590	△30, 642	4, 812, 948
7 商工費		732, 765	△20, 358	712, 407
	1 商工費	732, 765	△20, 358	712, 407
歳 出 合 計		20, 902, 000	△51, 000	20, 851, 000

第 2 表

令和 3 年 度 繰 越 明 許 費 補 正

追 加 単位：千円

款	項	事	業 名	金 額
9. 消 防 費	1. 消 防 費	県 営 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	負 担 金	3,065

変 更 単位：千円

款	項	事	業 名	補 正 前	補 正 後
				金 額	金 額
2. 総 務 費	1. 総 務 管 理 費	例	規 整 備 事 業	770	1,100
		イ ン タ ー ネ ッ ト シ ス テ ム 再 構 築 事 業		42,169	2,100
		光 回 線 終 端 装 置 再 構 築 事 業		207,090	242,517

合 計	補 正 前	補 正 後
	金 額	金 額
	2,680,822	2,679,575

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 1 地方交付税	7,251,209	△13,719	7,237,490
1 5 国庫支出金	2,727,357	△6,789	2,720,568
1 8 寄附金	1,408,300	△20,000	1,388,300
1 9 繰入金	1,524,614	160	1,524,774
2 1 諸収入	202,474	△10,652	191,822
歳入合計	20,902,000	△51,000	20,851,000

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国庫支出金	地方債 その他	
2 総務費	5,210,611	△30,642	5,179,969	7,709	△24,632	△13,719
7 商工費	732,765	△20,358	712,407	△14,498	△5,860	
歳出合計	20,902,000	△51,000	20,851,000	△6,789	△30,492	△13,719

歳入

(単位：千円)

款	科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
	項	目				区 分	金 額	
11 地方交付税			7, 251, 209	△13, 719	7, 237, 490			
	1 地方交付税		7, 251, 209	△13, 719	7, 237, 490			
	1 地方交付税		7, 251, 209	△13, 719	7, 237, 490	1 地方交付税	△13, 719	普通交付税 △13, 719
15 国庫支出金			2, 727, 357	△6, 789	2, 720, 568			
2 国庫補助金			1, 836, 484	△6, 789	1, 829, 695			
	1 総務費国庫補助金		438, 679	△6, 789	431, 890	1 総務費補助金	△6, 789	地方創生推進交付金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 △2, 919 △3, 870
18 寄附金			1, 408, 300	△20, 000	1, 388, 300			
1 寄附金			1, 408, 300	△20, 000	1, 388, 300			
	1 ふるさと支援寄附金		1, 400, 000	△20, 000	1, 380, 000	1 ふるさと支援寄附金	△20, 000	ふるさと支援寄附金 △20, 000
19 繰入金			1, 524, 614	160	1, 524, 774			
1 基金繰入金			1, 523, 345	160	1, 523, 505			

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
款	項				区 分	金 額	
	2 その他特定目的基金繰入金	1, 503, 845	160	1, 504, 005	1 その他特定目的基金繰入金	160	施設等整備基金繰入金 ふるさと支援基金繰入金
21 諸収入		202, 474	△10, 652	191, 822			
5 雑入		174, 624	△10, 652	163, 972			
4 雑入		169, 106	△10, 652	158, 454	2 総務費雑入	△11, 132	四万十CATVインターネットシステム機器保守費用収入
					6 商工費雑入	480	ネット販売推進協議会補助金返還金
計		20, 902, 000	△51, 000	20, 851, 000			

歳出

(単位：千円)

款	項	科	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	区	分	金	額	説	明			
							国県支出金	特定地方債	財	源								の	他	一般財源

2総務費	1 総務管理費	5,210,611	△30,642	5,179,969	7,709		△24,632	△13,719									
		4,843,590	△30,642	4,812,948	7,709		△24,632	△13,719									
		2,205,850	△20,000	2,185,850	1,985		△20,000	△1,985	24積立金	△20,000						ふるさと支援基金積立金	△20,000
		112,683	0	112,683	5,724			△5,724								財源組替	
		281,497	△4,642	276,855			△4,632	△10	12委託料	△4,642						インターネットシステム再構築業務委託料 光回線終端装置再構築委託料	△40,069 35,427
		1,295,178	△6,000	1,289,178				△6,000	7報償費	△6,000						ふるさと納税返礼特産品代	△6,000
7商工費	1 商工費	732,765	△20,358	712,407	△14,498		△5,860	0									
		732,765	△20,358	712,407	△14,498		△5,860	0									
		424,593	△15,000	409,593	△11,579		△3,421	0	18負担金補助及び交付金	△15,000						経営力回復支援事業費補助金（新型コロナウイルス対応） 雇用労働継続支援助成金（新型コロナウイルス対応）	△10,000 △5,000
		73,525	△5,358	68,167	△2,919		△2,439	0	18負担金補助及び交付金	△5,838						四万十町ネット販売推進協議会補助金	△5,838

(単位：千円)

科 款	目 項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明		
						補正額の財源内訳				区	分		金	額
						補正額の特 国県支出金	補正額の財 債	補正額の財 源	補正額の財 源					

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年5月11日提出

四万十町長 中尾 博憲

専決第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

四万十町長 中尾 博憲

四万十町税条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

四万十町条例第10号

四万十町税条例の一部を改正する条例

四万十町税条例（平成 18 年四万十町条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第5号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の四万十町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年5月11日提出

四万十町長 中尾 博憲

専決第 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

四万十町長 中尾 博憲

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

四万十町条例第 11 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険税条例（平成 18 年四万十町条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第 5 項中「同条中」を「同項中」に改める。

附則第 18 項中「令和 3 年度分（令和 2 年度末に資格を取得したことによる令和 2 年度相当分を含む。）」を「令和 4 年度分（令和 3 年度末に資格を取得したことによる令和 3 年度相当分を含む。）」に、「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の四万十町国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

同意第 1 号

副町長の選任について

下記の者を四万十町副町長に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により議会の同意を求める。

令和 4 年 5 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町十和川口 

氏 名 森 武士

生年月日 

同意第 2 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を四万十町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 4 年 5 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町大正 

氏 名 谷口 和史

生年月日 

同意第 3 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を四万十町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 4 年 5 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町根々崎 

氏 名 野中 裕子

生年月日 

同意第4号

固定資産評価員の選任について

下記の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年5月11日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町香月が丘

氏 名 戸田 太郎

生年月日

同意第 5 号

監査委員の選任について

下記の者を四万十町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 4 年 5 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町西ノ川 

氏 名 田邊 幹男

生年月日 

議案第 4 4 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 5 月 1 1 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の四万十町一般職の職員の給与に関する条例第 31 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び四万十町一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第 31 条第 4 項から第 6 項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 30 号）第 17 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第 39 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項又は四万十町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 32 号）第 4 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）再任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第

28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。) 以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

